平成１９年度第２回芦屋市スポーツ振興審議会　会議要旨

日　　　時	平成１９年１２月１８日（火）１５：００～１７：００
場　　　所	芦屋市立体育館・青少年センター第１研修室
出　席　者	濱田雅義委員（会長），花木義輝委員（調査研究部会長）， 山口泰雄委員（調査研究副部会長），金山千広委員， 岡田　明委員，大崎洋二委員，畑中俊彦委員，車谷博己委員
事　務　局	社会教育部長　松本　博，次長　川﨑正年， スポーツ・青少年課課長　西　初吉，課長補佐　権藤弘之 スポーツ担当主査　寺本三惠子，指導主事　石原孝夫
会議の公開	□　非公開　　　□　一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	０人

１　会議次第
（１）開会
（２）議題
・「スポーツ活動に関する市民意識調査」最終結果報告について
・調査研究部会（第２回：１１月２０日火曜日，１２月１１日火曜日）
・その他

２　提出資料
・第２回芦屋市スポーツ振興審議会レジュメ
・芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査報告書(資料１)
・平成１５年３月作成「芦屋市スポーツ振興基本計画」（資料２）
・芦屋市スポーツ振興計画後期見直し案（資料３）

３　審議経過
開会
（事務局）平成１９年度第２回芦屋市スポーツ振興審議会を開催いたします。
開会にあたり濱田雅義会長よりご挨拶いただきます。
（濱田会長）昨今，子どもの学力低下・体力低下が問題になっております。
NHK のクローズアップ現代を見ておりますと，子どもの体力低下，筋力低下がおこり，子ども達に変異がおこっているというセンセーショナルな番組でした。例えば筋力の低下によって階段をひとつとばして跳ぶと骨折をしてしまう，又あるいは倒れたときに手を出せないので，顔面を打ってしまうという事例が多くなっているそうです。
コメンテーターの福岡大学の教授はそれらを直すのには何をしたら良いかというと，屋外での遊びをさせなければいけないということだそうです。
また，昨年国のスポーツ振興基本計画が見直し，改定されましたが，こどもの体力向上というものを新しく加えられ，尚且つ３つのテーマのトップにこどもの体力向上というのを上げております。

また，昨日来年２月に開催されます生涯スポーツコンベンションの案内を頂いたのですが，それのテーマが２つございまして，その一つが生涯スポーツ社会の実現と２つ目がやはりこれも子ども達の体力向上という２つを掲げております。
いろんなところで子ども達の体力向上が問題として取り上げられております。
私達地域スポーツに関わる者も子どもの体力向上については，学校や家庭に任せておけばよいというのではなく，本格的に子どもの体力向上に取り組んで行きたいと考えています。
本日は芦屋市スポーツ振興の基本計画５年目を迎えましてその見直しということで活発な議論をしていただきますことをお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。

（事務局）つづきまして，松本社会教育部長からご挨拶を申し上げます。
（松本部長）兵庫県のスポーツ振興行動プログラムの素案が発表されました。
兵庫県では国体を契機に競技スポーツ，生涯スポーツ，障害者のスポーツこの３点で数値目標とか具体的な行動項目の素案を策定されたということで，芦屋市ではどういうことが反映できるのか関心をもって見ておりました。
先日，県下のこども達の体重が全国平均より下回っていると聞いておりましたのでスポーツを所管する者といたしましては学校教育とも連携をしながら取り組みをしなければならないと考えているところでございます。
昨年芦屋浜に新しく運動施設が出来ると報告させていただいたのですが，１２月に「潮芦屋運動場」としてサッカー協会，野球協会，ソフトテニス協会の３者で運営をしていただくことになりました。実際に１２月から供用開始しております。
市民意識調査の「スポーツ施設整備に関する要望」の要望の中に「地域で身近に使用できるスポーツ施設を整備する」というようなことで，このことを私どもは意識しておりまして，企業庁から２年前にお話がある中，私どもも実現したいとのことで，このたびの運動場の開設となりました。これからは，できるだけ多くの市民にも使用していただけるよう広報していきたいと思っております。
後期５年の見直しの中で，ご意見を賜り，私どもスポーツ行政もしっかり取り組んで行きたいと思います。

（事務局）委員の出欠状況の説明
・井上委員，坂井委員・・・大学のお仕事のため欠席
・幣原委員は市議会の別の委員会に出席のため欠席（今回委員会が重なっておりまして申し訳ございませんでした）
・精道小学校　春名委員は出張にて欠席
本日の委員は半数以上ご出席いただいているということで，芦屋市スポーツ振興審議会条例第６条第２項の規定により本審議会が成立することをお知らせいたします。
また第１回の審議会時にもお知らせしておりますが，本市の情報公開条例第１９条（保有個人情報の開示義務）ということで，この審議会での発言内容や，委員

名，議事録については本市のホームページへ掲載し，原則公開ということにさせていただきますことをご了承願います。

芦屋市スポーツ振興審議会第６条の規定によって，進行は濱田会長にお願いいたします。

議題１

（濱田会長）規定によりまして議長を勤めさせていただきます。
第一番目の議題，９月に実施しました「スポーツ活動に関する市民意識調査」の最終結果ができております。調査分析に係られました調査研究副部会長の山口泰雄委員より説明をお願いいいたします。

（山口委員）９月に実施いたしました「スポーツ活動に関する市民意識調査」の結果に関して報告させていただきます。
資料１ページは「調査目的」が書いてあります。前回とほとんど変わりはございません。内容も前回と変わりません。

資料２ページは今回の「調査対象」は２０歳以上の男女を住民基本台帳のから無作為で１，５００人を系統抽出方で抽出し調査いたしました。
「調査期間」は９月１日から９月３０日です。回収数は６８４票で４５．６％でした。前回よりも若干落ちているけれど，ただ最近の個人情報保護法案が出てからこういったアンケート調査は軒並みに回収率が落ちまして，２０％，３０％が一般的なので，今回の回収率は高い方ではないかなと思います。
「分析方法」は単純集計とクロス集計，年代別を比較するために壮年層２０歳から３９歳，中年層４０歳から５９歳，高齢者層６０歳以上としてこういう又別に分類をいたしました。

３ページの「調査結果の要約」ですが，いちばんのポイントである「定期的実施者」ですけれども，６ページを開けてください。
６ページ「運動・スポーツの実施状況」では週１回の定期的実施者これが，国の目標，県の目標，芦屋市の目標は週１回以上の実施というところでやっております。
前回調査が５６％ですが，今回は５２．３％で若干下がってきております。
男性は前回の５３．０％から今回は５３．７％と微増しているのですが，女性は前回の５８．０％から５１・３％に６．７ポイント減少しています。
県民意識調査と比較しますと，県民意識調査では３７．７％（平成１８年度の調査）今回，はるかに多くて芦屋市民の実施率は高くて，活動的な生活習慣の市民であるということがわかると思います。
定期的実施者は男女共に高齢者層が多くて２０歳から３９歳の壮年層が低いことが解ります。あと全国調査を昨年内閣府がおこないました。週１回以上の実施者が昨年急増しまして４４．４％になっています。全国平均と比べても芦屋市が５２．３％

で７．９％高いということがわかると思います。

８ページをお開きください。「この１年間に行ったスポーツ」その表（1-2-1）が１年間に行ったスポーツ，全体・男性・女性，前回と今回を比較してございます。
芦屋市民の６割が散歩・ウォーキングを実施しており，県民調査と比較してみますと県民調査では５１％ですので，はるかに実施率が高いことがわかります。２位以下は体操，３位ゴルフ（コース），４位水泳，５位ハイキング，６位ゴルフ（練習場），７位ジョギング・ランニング等となっております。
特徴は個人種目，対人種目が増えているということがいえると思います。
今回新たに加えましたのが，ヨガを入れました。これは昨年の兵庫県民意識調査でヨガの実施者が特に女性のすべての年代層に増えため，新たに加えました。そうしますとヨガが１３．３％，今回女性の散歩，ウォーキングの実施率が下がりましたけれど，下がった分がヨガに行ったのではないかなということが感じられます。
散歩・ウォーキングは日常的にできますし，あまりコストはかかりませんが，ヨガの場合は教室制度でお金がかかりますので回数が減り，それが女性の実施率の減少につながったのかなという感じがします。

「実施希望種目」
１４ページ「これから始めてみたいスポーツ」ですけれども，１位　水泳，２位　散歩・ウォーキング，３位　ヨガ，４位　ハイキング，５位　登山，６位　サイクリング，７位　社交ダンス等のような種目で，特徴は健康増進，交流，自然という３つのキーワードで今後実施したい種目が表せるかと思います。

１５・１６ページ「実施の阻害要因」ですが，１位　会費が高い，２位　勤務時間が長い，３位　施設を利用するのにお金がかかるとありますが，まとめますと，経済的な要因，時間的な要因，近接性とういようなことになると思います。
阻害要因を見ますと，性差が大きい訳ですけれども，男性は経済的な要因，時間的な要因が強い，女性では家事，育児というような制約的な要因が強いとか，スポーツをすると疲れるとういような運動に否定的な要因が強いということも特徴かと思います。

１７ページ「健康・体力の状況」市民がどのように自己評価しているか。
大いに健康である，まあ健康であるというようなある程度健康に自信を持っている人は８４．６％になりまして前回調査より増えています。男性は５．７ポイント，女性も６．４ポイント増加しました。ということで健康評価は良くなってきたということになります。

１８・１９ページ　２－２「体力の自己評価」これも同様に体力にある程度自信を持っている人，普通であるを加えますと７２．８％に上りまして，これも前回調査よりも上がっています。男性３．１ポイント，女性５．８ポイント増えています。

健康・体力については自信がついてきたということが前回との比較でございます。

２０ページ「健康・体力への配慮」これは常に注意を払っていると，時々注意を払っていると合計いたしますと前回調査よりも意識している人が高くなりまして，健康意識の高まりはこういうところからうかがえるかと思います。

２１ページ　２－４－１「健康・体力に関する自覚症状」
体力の衰えを自覚している人は男女共６割に上っています。また，運動不足とか精神的な疲労，ストレスを自覚している人も５割近くに上っているということです。

一方で，２２ページ　２－５－１「健康法」のところですけれども，栄養，休養，運動など実践している人は５割以上にも上るのですが，精神疲労等不安を持つとの２極化が進んでいる。健康的な生活を実践する人と，不安がある人の２極化しているということが特徴かと思います。

２３ページです。先ほど濱田委員長がおっしゃいましたが，子どもの運動不足が問題になっていますが，「今の子どもは運動不足か？」という質問に対して，「そうである」と認識している人が８割近くに上っていまして，前回に比べても男女共増えている。
子どもの運動不足の理由は勉強，塾などに忙しく，屋外での遊び場所が少ないので室内遊びが増え，親が過保護で運動の大切さを教えていない。とまとめることができると思います。

２５ページ　「スポーツ行事・クラブへの参加」
図３－１－１がスポーツ教室への参加状況です。　市や公共スポーツ施設，民間等いろんなタイプがありますが，スポーツ教室に参加したとういうのは男性で２割弱，女性で３割弱ですけれども，男女共前回よりも増えております。
健康意識が高まって，スポーツ教室等に参加する人が増えたといことが言えると思います。

２６ページ「スポーツ教室への参加希望」ですけれど，参加を希望している男性で４割強，女性で５割強にも上っていて，いろんな教室参加のニーズが高いことがわかるかと思います。メタボリックシンドロームの影響が出ているのかもしれません。

３０・３１ページ「参加したいスポーツ教室」
希望している教室の種目ですけれど，１位　散歩・ウォーキング，２位に水泳がきているのは芦屋市の特徴かもしれないですね，県民調査では水泳がこんな上位に上がってきません。3位　女性に人気のヨガ，４位　テニス，５位　ハイキングこういった種目になっています。テニスも市内で２箇所ぐらいテニスクラブが閉鎖したので，そういった影響が出てきているのかもしれません。

３２ページ「地域スポーツ行事の参加・観戦」
地域スポーツ行事の参加は前回より増加しています。内容を見ますと，芦屋市主催の行事には前回比べて３．７ポイントの増，スポーツクラブ２１・コミスクへの参加は３．５ポイントの増，協会等スポーツ団体への参加は４．１ポイント増えています。地域のスポーツ行事への参加者は増えているということがわかると思います。

３５ページ「加入したいスポーツクラブ・同好会」
スポーツ基本計画をたてた２つの目標の１つは週１回スポーツ実施率６６％（３人の内２人）になることを目指す。もう一つの政策目標・数値目標は「市民でつくるクラブライフ」の実現のため，市民スポーツクラブ加入率が４０％になることを目標にしております。それがここに出てきている訳です。加入率は男性で３５％，女性で３３％になりました。前回の調査と比べますと男性で２．５ポイント，女性では７．９ポイントも増加しています。女性の週１回の実践者はちょっと減りましたが，クラブに加入している人は増えてきているということ，ウォーキングしている人が少し減ったのはこの影響かなと思います。ただし，クラブ加入率は増えたということが言えると思います。ちなみに県民調査と比較してみますと，スポーツクラブにはいろんな地域のクラブ，民間のクラブ，職場，学校等全部含めているのですが，県民調査では男性が２８％，女性が２０％ですので，どちらも芦屋市の方が加入率が高いということがわかると思います。

３５ページ「加入したいスポーツクラブ」というのを見ますと，１位が地域におけるクラブや同好会，前回は１８．４％しかなかったのですが，４４．６％に増えました。地域のクラブは会費も安いですし，身近にあるということでニーズは高いといえるかと思います。２位が民間スポーツクラブや会員制のクラブ３２％，スポーツクラブ２１・コミスクのクラブや同好会は１６．２％です。１位と４位は内容が重なりますが，こういった結果になっております。

３６ページ「スポーツ施設についての要望」
小学校体育施設の利用についてですけれど，小学校の体育施設の利用は前回より増えています。

３７ページ　図４－３－１「スポーツ施設の整備状況」
スポーツ施設の整備状況をどういうふうに市民が感じているかということですが，
十分整備されていると感じている人は今回１６．６％，前回より少し低くなっている。逆に施設の数が足らない，あるいは不十分だ，数も質も不十分だと思うというのを合わせますと，残念ながら約８割があまり満足していないといえるかと思います。

３８・３９ページ「スポーツ施設整備に関する要望」
表４－４－１　施設整備の要望としましては，公共スポーツ施設を整備してほしい，

が３９％で１位，２位が自然を利用した施設の整備３１．２％，３位小，中，高，大学などの学校の運動場，体育館，プールなどの体育施設の開放や整備が２１％となっています。小学校はほとんど開放されていますが，中，高は開放，整備してほしいとの意見の反映ではないかなと思います。あるいは運動広場の充実というような事が上がっています。

４０ページ　表４－５－１「本市にほしい施設」ですが，施設等具体的な内容がでてきております。１位がジョギング及びウォーキングコースをもっと整備してほしい，すでに実施者の人口は多いのですけれど，さらにジョギング，ウォーキングコースを整備してほしい。あるいは２位に多目的に使える運動公園，３位にトレーニングジムとなっており健康・体力指向になっていると思います。
具体的な個別の種目に対する希望はちょっと低いということで，どちらかというと身近で，多目的で，すぐ健康・体力づくりに繋がっていく施設の要望が大きいかと思います。

４１ページ　表４－６－１「公共スポーツ施設への要望」の内容です。これは順に１位　予約なしで参加できるプログラムがほしい。２位　料金を安くしてほしい，３位　施設の利用手続きを簡単にしてほしい，４位　中・高齢者のプログラムがほしい，前回と同じような順番で出てきております。

４２ページ「スポーツ情報についての要望」ですけれど，市民はどのような情報を必要としているかということですが，１位　各種スポーツ教室への案内です。前回はかなり低かったのですが今回は１位ということで，スポーツ教室の人気が高いということがわかるかと思います。２位　スポーツ施設の案内，３位　健康・体力づくり情報，４位　スポーツ行事やイベントの情報とこういった事に対して情報がほしいと言っています。

４３ページ　表５－２－２「運動・スポーツの情報源」ですが，どこから取り入れているかということですけれど，１位は市の広報誌（全戸配布）４４．７％，２位新聞・雑誌，３位知人や近所の友，人いわゆる口コミ，回覧です。インターネットが3倍近く高くなっている。

ニーズをまとめますと，教室，イベント，施設，健康・体力づくりに関する情報です。
情報源は，広報誌，新聞，雑誌，回覧などプリントメディアが１つ，口コミが２つ目，３つ目にインターネットとまとめることができると思います。

最後に，４４ページ「スポーツ振興についての要望」
１位は７割を超えております，「地域で，身近に利用できるスポーツ施設を整備する。」が圧倒的に多い。続いて２位が「各種スポーツ教室やイベントを開催」あるい

は「情報サービス，野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備」「学校の施設開放」とつながってきております。
前回調査に比べまして，特徴は身近な施設の整備，教室・イベント，学校施設の開放に対する要望が増えているということがいえると思います。

分析した感想は，女性の週１回の実施者数が少し下がったということは残念だったのですが，ただよく見ますと下がったのは，ウォーキングが若干減って，その分ヨガが増えたと，ヨガはお金がかかるのでその分実施率は下がったのかなと思います。それ以外は，健康・体力の自己評価・配慮も良くなり，健康意識も高くなっている。さらに，地域のスポーツイベント・行事，スポーツ教室への参加者も前回より増えています。最初の計画をたててからいろんな活動をされて，成果は出ていると判断いたしました。以上です。

（濱田会長）どうもありがとうございました。山口委員には短期間にも関わらず，このように詳細に集計し，分析し，このような立派な調査報告書をつくっていただき，ありがとうございました。委員を代表してお礼を申し上げます。
それでは，只今ご報告いただきました報告書について，ご意見がございましたら述べていただきたいと思います。合わせて後期５ヵ年計画の見直しについてもご意見等ございましたらお願いしたいと思います。
（山口委員）今日配布いたしました報告書は白黒の印刷ですが，原本はカラーでできております。
（濱田会長）ご質問，ご意見ございませんか
（大崎委員）調査書の回収率が５割を割るような状況で正確なデーターは出てくるものなのでしょうか？私が思うに，運動をしている人は積極的に回答する，していない人は回答しないというようなことの影響はないのでしょうか？
（山口委員）運動・スポーツに関する意識調査ですから，若干関心のある人がお答えいただいたと推察できますが，実際出していない人の声は聞こえておりませんので，ひょっとしたら忙しくて出していない方もいらっしゃるかもわかりませんし，その辺は推測でしかないのですけれど，４５．６％の回収率はいわゆる意識調査の回収率では決して低くない。今は２０％ぐらいです。特にインセンティブが有りますと高くなりますが，（インセンティブ＝答えると見返りが有る），この調査の場合は一切無くて市の状況を教育委員会が調べているといことですので，回収率はかなり高いほうではないかと思います。
（大崎委員）わかりました。
（松本部長）意識調査をするにあたって内容を庁議で報告をさせていただいたのですが，標本数が１，５００が妥当なのか，ちゃんとした結果がでるのかどうかということですが・・・
（山口委員）例えば内閣府の体力・スポーツに関する世論調査は３年に１回行われていますけれど，この標本数は全国でサンプリング数は３，０００です。３，０００でもしっかりしたサンプリングができれば地点を決めてすればいいのではないかと

いうことです。
たしかに，多ければ多いほどよいのかもわかりませんが，２，０００も１，５００もサンプリングの抽出方が系統抽出方でしておりますので，２，０００になったからといってそんなに差が大きく出るとは予測できない。
（岡田委員）県は何人ですか？
（山口委員）県も３，０００です。県の調査は芦屋市では１００くらいしか取っていないと思います。地域では分析できないです。
（金山委員）人口比の割合いにしたらまだ多いぐらいの回収率ですね。
（濱田会長）質問がなければこの報告書についてはご理解いただいたとして，本日ご討議いただきましたご意見，ご提案は今後開催いたします調査研究部会で反映していきたいと思います。この意識調査報告書につきましてはこれから芦屋市のスポーツ振興の５ヵ年計画の資料となりますのでよろしくお願いいたします。

議題２
調査研究部会報告につきまして，さる１１月２０日と１２月１１日に開催されました。
そのことにつきまして，花木調査研究部会長より報告願います。その後続いて山口副部会長から調査を含めまして芦屋市のスポーツ基本計画の根幹ともなります，基本理念，政策目標との見直しの方向性について部会である程度まとめましたご報告いただきたいと思います。

（花木調査研究部会長）調査研究部会は３回開催し，第１回目は８月１３日に開催いたしまして，芦屋市のスポーツの現状について２０項目を調査しております。スポーツ活動に関する意識調査の内容の検討等９月１日～３０日の１ヶ月間に渡って調査を実施，その後山口先生の研究室で分析していただき，第１回のスポーツ振興審議会で報告をしていただいたのでございます。その後１１月２０日に２回目の調査研究部会を開催して，ほぼまとめていただいた内容を山口先生から報告をしていただきました。
調査研究部会としましても共通理解をもつために，意見交換を交わしました。
第３回１２月１１日に開催し，すべての結果を出していただき，その報告を受けて後期見直しについて意見交換を交わしました。そのなかで政策目標として追加したいことがあり，提案したいと思います。この件については山口先生からご説明いただいたほうがよりわかりやすいと思いますので，山口先生よろしくお願いいたします。

（山口委員）資料３をご覧ください。後期見直し案ということで調査させていただきました。
基本理念は前回どおりで続けていくということです。　政策目標，前回２つ出したときにその中の１と３が政策目標で出しておりました。１の方の政策目標の週１回の実施率の目標が３人に２人，すなわち６６％になることを目指すということが現

在５２．２％ですので，後１４％ぐらいだと思います。３のスポーツクラブ加入率４０％になることを目指すということ。これは現在３４％ですので後６％です。こちらの方が早く達成できるかなと思います。クラブ加入率は県民の方の目標では３人に１人ということとで３３％という目標が出ています。芦屋市民としては県民目標は達成している。今回出させいていただくのが②のところでございます。今回の調査でどのような特徴があるということがわかったかというと，子どもの運動不足を認知している人が増えた，子どもの体力テストも相変わらず，良くないということで芦屋市民も子どもの体力は不安なんだということがでてきております。さらに，活動的な生活習慣をもつ人と健康不安で運動不足の人との２極化が進んでいるという結果も出てきました。女性で若干運動やスポーツに否定意的な考えを持つ人も若干いるというような心配なところも見えました。実施率では高齢者ほど定期的実施率が高いのですが，逆に２０　代，３０代の壮年層，この辺が一番低いというこういうふうなところもでてきました。こういったところを何とかできないかなというふうなことで議論した結果,「スポーツ・フォア・エブリワン」の実現のために今回出させていただくのは,「子どもや成人及び障がい者の運動不足者を１０％減らすことを目指す。」とうことを提案させていただきたいなと思います。
特に子ども，成人，障がい者，実は障がい者のスポーツ実施率がどの程度かということのデーターを掴めておりません。調査ができておりませんので，ここの数値はまだ検討課題だと思っています。この辺のところを金山委員にお知恵をいただきたいなと思っています。
成人の運動不足者，これの定義なんですけれど週１回未満の実施者とさせていただこうかと思います。週１回未満　すなわち意識調査では月に１回から３回あるいは３ヶ月に１回,（年に１日ないし３日）こういった人達を運動不足者というふうにして，あくまで目標は週１回以上の定期的実施者ですので，こういうふうにさせていただきたいと思います。１と２は裏表なのでよく似てるかと思いますが，ただ最近のヨーロッパとかのスポーツ政策を見ますとかなり実施率の高い北欧とか見ますと実に実施率は高いのです，フィンランドの週１回以上の実施者率は９１％です。
２０歳から６４歳ですけれども。目標は何かというと定期的に実施していない人を減すという政策に変わっている。実際にこの１０％減らすということは具体的な施策・事業になりますと内容がちょっと変わってくると思います。ターゲットグループが運動不足者になりますので内容も変わってきますので，こういうふうな提案をさせていただきたいなと思います。
あと，子どもの運動不足者の定義，これはまだ検討中で，濱田委員から後で補足していただきたいなと思いますが，今年文科省の予算で体力テストを子ども達に実施させるということで２００人されていると思いますので，これが１０段階に最終的に体力レベルを分けようとしておられますので，こういった１０段階のレベルの内容を参考にしても良いかなと思っています。
子どもの運動不足者の定義についてはもう少し審議したいなと思っていますので，少しお待ちください。
皆様からご意見がありましたらお願いしたいと思います。以上です。

（濱田会長）調査研究部会の報告を花木調査研究部会会長と山口副部会長からご説明いただきましたが，これについてご意見があればお出しいただきたいのですが・・・それから合わせて後期５ヵ年に向けてのご提案・ご意見もうかがいたいので合わせてお願いしたいと思います。
資料の２　前回の目標，資料３の後期見直し案と政策目標を達成するための施策の２つを参考にしてご意見をお出しいただきたい。

（松本部長）官庁速報で見たのですが，県では障がい者協会の加入者を増やすということで県下４１市町の関係者を集めて話しがあったようですが・・・
種目はわかりませんが県内の競技団体数を現在の２２団体から３３団体に引き上げると数値目標まででていましたが，何かあるのでしょうか
（山口委員）従来，障がい者の運動スポーツは国の方だと厚生労働省というような管轄が違っていましたので，県が障がい者を出したということはスポーツ振興ということですべての人ということになりますと，障がい者を除けないということで今回，初めて障がい者のスポーツ振興ということが出てきましたけれど，金山委員さん障がい者のスポーツに詳しいので，芦屋市のスポーツの現状をお話しいただけませんか。
（金山委員）日本障がい者スポーツ指導者協議会があってその研修部会の委員をしているのですが，ボランティアで地域でやっていく人をもっと増やそうではないかということで，一つの協会としての方策を持っていて，その中で１つは団塊の世代の方々が沢山ボランティアとして参加してくださっているのですが，今認定制度がございまして各専門学校とか学校とかで障がい者指導員認定をしています。ただ，若い人たちがなかなか続かないのです。そういった人達にもっと参加をしていただきたいなという思いを持ちまして，若い人達に例えば障がい者スポーツ大会がありました，そこに行きました。実際何をするかというとお弁当を配ったりとか場内整備であったりなので，それであれば障害者との接点が無いままになってしまうので，そうじゃなくて，地域に帰ったときにそこで障がい者とのスポーツを通した接点を持っていただきたいなと思って研修会等を企画・運営をする立場にいます。
そこで昨年報告した中で兵庫県だけが兵庫方式をとっています。総合型スポーツクラブの件です。兵庫県は数が多いのでどれぐらい障がいのある方たちがやっているかの数値が出てなくて，小野市（２クラブ）障がいのある小学生対象にやっていたんです。
伊丹市で車椅子テニスからアプローチということで，子ども達といっしょにしているとう事例があったので報告をしていただいたのです。ただ裏を返せばお客さんではいけない訳で，それについてどうやって障がい者本人が参画していくかということ，あるいはそれを支えることの体制つくりの取り組みをしています。
前置きが長くなったのですが，芦屋市では運動会障がい者と市民のふれあい運動会を毎年１回しておられます。そこに出ておられる方は多くの方が知的障がいの方です。障がい者イコール車椅子ということではありません。一番多いのは知的障がい者で，次は高齢の障がい者です。２極化をまねくような形で，芦屋市の場合は知的

障がい者のレクリエーション教室を月１回されており，参加される方は作業所の方とかグループホーム関係の方たちです。そういうところにもボランティアで来ていただけたら和を分かち合えるのになという思いがありながら指導しています。
障がいのある方のスポーツは社協であるとか，国でいうところの厚労省であるとか，民間だとＮＰＯ団体になることが多いので，それでもスポーツ振興計画の中には障がい者のスポーツが入ってきている訳ですから，是非ともこれからデーターも少ないですし，きっかけになればよいと思っています。
（山口委員）県の障がいスポーツ者協会に芦屋市の方が協会員に登録されていますか？
（金山委員）有りますけれども，少ないですね。人口も少ないですし，障がい者スポーツセンタとか障がい者センターは芦屋市には無い。西宮市にはありますのでそちらのほうで運動をしておられる方はいると思いますが。芦屋市独自でというのは少ないです。
（山口委員）芦屋市に障がい者スポーツ協会は有りますか？
（西　課長）無いです。
（西　課長）海浜公園プールで週に１回練習をされていますが
（濱田会長）スペシャルオリンピックのことでしょう。
（山口委員）知的障がい者対象です。
（金山委員）ＮＰＯ団体ですね。
（濱田会長）兵庫県も芦屋市も協会が有ります。
（金山委員）民間レベルでやっています。
（山口委員）芦屋市のスペシャルオリンピックの会員はわかるわけですね。
（濱田委員）それはわかります。
（山口委員）車椅子のスポーツをしている方はいますか？
（金山委員）芦屋市でチームがあることは聞かないですね。
（事務局）車椅子バスケットを体育館でできますかという問合せは有ったのですけれど，使用申請は無いです。
（山口委員）養護学校は芦屋市に無いですか？
（金山委員）阪神養護学校の区域なので，阪神養護学校は伊丹市に有ります。
余談なのですが，特別支援教育が施行されたので，普通学級に在籍する特別の支援を要する子どもの体育についての調査をおこなっているのですが，だいたい，近畿圏で各学校１．７％ぐらいの子どもが障がいの有る子ども，障がいのある子どもの８割以上は知的及び精神機能の障がいか自閉性の障がいです。今で言うところの発達障がいが多い。どちらかというと知的な障がいや精神障がいの支援というのが今後の課題になると思います。
（畑中委員）スペシャルオリンピックには私は参加できておりませんが，重村議員が熱心にしておられますが，その中でも障がい手帳を持たない子どもがいて，親が子どもの障がいを認めたくないということがあり，その辺も社会的な問題もあると思う。健常者の子ども達から不満がでてきているとうことが，親から出てきている。競走はしてはいけないけれど，「あの子が入ったから，うちらのチーム負けやんか」

ということを素直な子どもが教師に怒る，今度は教師がどうしたらよいかが問題になってくる。非常に難しい問題であって，そのことも踏まえて考えていかなくてはならないと考えている。

それについて，専門的な見解をお聞かせ願えればと思いますが

（金山委員）今インクレッシブ体育といって普通学級に障害をもったこどもが入って行いましょうという流れがあって，近畿地方がそういう傾向が強いです。分離するより一緒にやりましょうという傾向が強い，その中の畑中委員がおっしゃったように教師のジレンマが非常に高い状態だということは，近畿の場合は測定がされている。

それに対して，スクールボランティアを導入していくかといことは，又次の障壁があり，学校の中に第３者を入れていくのはどうかと思うというような意見もあります。学校教育においてはイングレッシブが進んでいるのですが，その中の価値観のあり方とか指導のあり方といのは，まだに日本では検討が始まったばかりです。

その問題が１つと，もう一つは高齢の障がい者というのは数値的には多いといわれているのですが，なかなか運動ということになれば，供出されることが少ないので，そういったところも含めての障がい者というのが重要なのではないかと思います。

学童期にある方は体育授業がありますのでなんらかの形で体を動かす機会があるのですが，それ以後，今，実際に知的障がい者が実施しているのも学童期以降，成人の方なのでそういった方の方が需要は多いと思います。

（畑中委員）違う角度でお聞きしたいのですが，施設の整備促進というところで，使える施設の時間帯を考えるということで，俗に言う　７時から１１時までというところをしっかりやらないといけないと思うのですけれど，それと休みの問題ですが，だいたい月曜日ですね。特定の職業の方が使用できないので，そのことを解消していけば実施者は増えると思うし，学校の施設がなかなか使いづらいという，校長の権限で使えないと教育委員会は逃げているわけですけれど，このことについても審議会が強い要望をしていけば改革できるのではないかと思いますので，その辺についてもしっかり検討していただきたいと思います。

それから，ナイター設備ですね。今年度，建て変わりました精道小学校にナイター設備が無いということで，コミスクやスポーツクラブ２１を設置しているにも関わらず教育委員会の取り組みがされていないということを感じました。

（山口委員）資料２をご覧ください。７ページですね。前回作成した基本計画ですが１から４まで，ここがハードウエアーに関する前回の具体的な内容です。今おっしゃいました、夜間の施設開放の整備とかが出てきていますので，これはもっとこういうふうに言ったほうが良いとか，これは終わったからというような具体的な意見を出していただきたいと思います。ここがハードで，ソフトは８ページ①から⑥まで，これがソフト面の具体的な内容です。ヒューマンの方が９ページの１から４までです。この資料が前回作成したものです。今回の中間評価ですけれど，ここをもう少し具体的に書き換えるという作業をしていきたいと思いますので，これはできているとか，これはまだ不十分だとかの意見を出していただきたいと思います。

（西　課長）施設の開放についてですが，小学校については，スポーツクラブ２１，

コミスクに開放しています。中学校の校庭開放については，クラブ活動で８０％使用しているので開放は難かしい。中学校の施設利用で考えられますのは，小学校も含めて照明設備ができれば使用可能になると思いますが，現在ある小学校で照明設備の設置について話は進められていると聞いてますが，近隣の了解を得ることが課題になって，いまだ設置できていない状態です。現在，夜間照明が使用されているのは潮見小学校だけです。浜風小学校には開校当初から照明設備が設置されて，当初何年間か使用していたようですが，近隣住民から苦情があり使用できなくなっております。打出浜小学校で夜間照明の設置の話を進めているようですが，予算とか近隣の対応で進んでいないと聞いています。

基本計画の中には確かに夜間施設の整備が盛り込まれていますが，畑中委員さんが言っておられたような学校施設を２１時まで開放というのが，これから先必要なのかなというように思います。ご意見をいただければと思うのですが。

（岡田委員）神戸市では夜間利用率が非常に高いですね。夜の９時ごろ成人のソフトボールをしています。照明は非常に明るい。都会の真ん中で廃校になった小学校ですが，その施設を利用して，グランドを夜間そういうふうに使用している。非常に利用率が高いですね。

（畑中委員）今，他市のことですが実績を言っていただいたのですが，芦屋市で不必要だという感覚はどこから出てきているのですか？

（西　課長）事務局として実際に事務にあたっている訳で，発想はと言われますと，私ども提言をいただいて基本計画を進めていくのが務めですので

（畑中委員）進めていただけるのでしたら，夜９時までの開放が必要ではないかという見解を出されたらよいのでないのですか。

（西　課長）言い過ぎかも解りませんね。夜間開放している小学校はどんな地域でしょうか？

（岡田委員）春日野道で，住宅街，商店街のところです。結構住宅がある地域です。ずいぶん明るい照明をつけてしておられることは間違いない。住民との話し合いの結果，使用できるようになったと思いますよ，近隣住民が使用している。

（車谷委員）あそこは校舎がコの字形になっていて，南側は国道ですからあまり住宅には影響がないと思う。私の住んでいる目の前の中学校を解放していましたが，使用する生徒，若者，大人がごちゃ混ぜになって結局運営ができなくなり，結局閉鎖した状態になっている。そういうところも有る。基本計画に小学校，中学校体育施設の夜間開放を促進すると記してあるけれども，前回も発言したと思うが，中学校の現状から言うと，現実は平日のほとんどクラブ活動等で使用している，土・日も使用している。

本当は，土・日どちらか１日を休みなさいと県教委からの指導もあるが，なかなか現実問題どちらか休むということはできない。唯一学校の体育施設を使っていないのはテストの前３日間を含めたテスト期間中の１週間ぐらいは使ってない。その他はほとんど使用している。市内中学校も高等学校も同じではないかと思います。

夜間照明については，昼間の活動においても近隣からの苦情が非常に多い。その対応に追われています。私が現在勤務しているのは潮見中学校ですが，東側にテニス

コートがあるが，すぐ横に高層マンションがあり苦情があるので，苦情があったマンションの場所まで上りましたが，確かに，もろにテニスのパーンパーンという音が跳ね返ってくるし，クラブ活動をしている生徒の声も響いてくる。そういう状況で，夜間に照明をつけてテニスをしていたら，とんでもないことが状況が出てくるのではないかなと思う。一方西側はグラウンドですが，すぐ横が低層住宅です。本当にグラウンドのすぐ横ですから，照明等で夜間活動したらそれはそれなりにいろんな苦情が出てくるだろうなと思います。

今は朝礼もマイクがうるさいということでグラウンドで出来ないので，体育館で行っている。学校現場はそういう状況に追い込まれている。声を潜めて授業をしなくてはならない状況です。グラウンドを使用する場合はできるだけ住宅の方に行かないよう指示しながら校舎側で事業やクラブ活動をしている状況で，なお夜に使用するなど到底うちの学校では考えられない状況がある。ここで，中学校，高等学校の夜間開放を促進するとなると，これは非現実的ではないかという気がします。出来るところは入れていけばよいと思いますが，見渡しても，市内に良い施設は無いですから，学校の施設で使えるところであれば使っていけば良いと思うが，現実問題，難しいし出来ないのではないかと思う。本校の場合はまず夜間は難しいと思う。

（山口委員）体育館は何時までですか？

（車谷委員）生徒の使用は午後７時までです。本校はブラスバンドのマーチングの練習をするが音が大きいのでグラウンドでは出来ない，体育館を使うが，夏に体育館の窓を閉めて出来ないので開けて練習をしていたら，即苦情の電話がかかってきました。

（西　課長）潮見と浜風で夜間体育館を使用できると聞いているのですが。

（車谷委員）７時以降であればやれますけれどね。

（松本部長）以前，別の校長からお聞きしたのですが，警備が有人警備から無人警備に変わったのです。

巡回して警備員が巡っているので，夜間開放は基本的に施錠の問題で使用者「市民」が施錠をしなければならないので，その他の侵入者が防げるかどうか等の課題が解消できるならば使用していただいていいですよと言っていただいています。

（山口委員）問題はそこでしょうね，きっと。

身近な施設を利用したいと声が多きいと，あるいは中学校・高校の施設開放をしてほしい等の声も有る。しかし管理者側からしたら９時まで開けるとしたら，職員が残らなくてはならないのかということになると過重勤務になると，管理もしなくてはならないと大変だと，こういう問題になってくると思う。夜間開放を進めていくことになると，もし午前７時から午後９時まで使うとなると，学校に負担をかけないで，利用者の利便性を高めるとういうことになると，何らかの措置をしないと実現は難しいと思います。

（岡田委員）神戸市は指導員がいますよね。

（車谷委員）そうです。神戸市では施錠，照明を点けたり，消したり等をする指導員がいる。そういったことを学校でやりなさいといわれたら，それは出来ない。

（濱田会長）芦屋市の場合は，スポーツクラブ２１，コミスクへの開放時間というの

は朝９時から夜１０時まででではないのですか。山手小学校などはバスケットは夜９時頃までしていますよ。その時間帯というのはコミスクなり，スポーツクラブ２１の責任者が管理するということだと思いますが。その辺の条件整備をすると可能になると思います。

（松本部長）学校使用条例があって，朝８時～午後９時３０分までとなっていて，その後はコミスクやスポーツクラブ２１への使用許可になると思います。規則上は午後９時３０分までです。

（濱田会長）他に何かご意見はございませんか。

（西　課長）施設の整備促進の中に総合公園スポーツ施設の有効活用及び，将来的には学校の統廃合に伴う体育施設の活用を図るとともに，スポーツ施設の整備・利用に係っては，周辺市町を含めた広域的な発想をもって行うという項目がありますが，市立芦屋高校の件も終了したので，一応この項目については終了したのではないかと思います。

（山口委員）これは終わったものですね。これはあると予想して入れたもので。ここ５年ぐらい統廃合はありませんか？

（事務局）無いようですね。

（畑中委員）７ページの３の（１）①の高等学校というのは県立芦屋高校，国際中等学校も対象でしょうか。県立も可能なのでしょうか？

（車谷委員）これは市立芦屋高校のことではなかったでしょうか、県立の学校のことを市でこのように決められますか？

（山口委員）この文章では拘束しませんから，働きかけるということですから。
ここでコントロールできませんから，働きかけて許可されたら使用すればよいことですから。

（松本部長）県立芦屋高等学校は施設開放校とされていますので，現在も地域の方は結構テニスコートなどは使用されているようです。テニスコートや種目によっては会場を貸していただいているのでよいかと思います。

（山口委員）芦屋大学は開放されていますか。

（岡田委員）浜のグラウンドは子ども達のスポーツも良く使っている。

（濱田会長）イベント開催時に使わせていただいてるが，常時開放していただけるわけではない。

（濱田会長）貴重なご意見をいただき，これを調査研究部会に反映いたしまして最終的な意見具申のための冊子を作りたいと思います。もし以後にもご意見等がございましたらご連絡をお願いいたします。
それでは議題の３番　その他となっておりますが何かございましたらお出しください。
ご意見が出ないようですので，本日の議題３つが終了いたしましたので事務局へお返しいたします。

事務局：今後，具体的に１月８日（火）１５：００～調査研究部会を開催いたしますので，本日の欠席委員にも連絡申し上げます。ご意見がございましたら部会に反映したい

と思いますのでご連絡をいただきたいと思います。

閉会にあたりまして、松本部長からご挨拶を申し上げます。

（松本部長）：閉会挨拶

終了